

「自転車の安全利用推進月間」実施要領

1 目的

昨年の県内における自転車乗用中の死傷者は、一昨年と比べ 177 人減少し 853 人となりましたが、未だ死傷者全体の 9.4%を占めています。

特に、自転車乗用中の死傷者（第1・2当事者）のうち法令違反が認められる者の割合が約9割を占め、いまだ自転車の交通秩序が改善されているとは言い難い状況にあるほか、自転車乗用中の全死者9人のうち、高齢者が8人と約9割を占めていることから、高齢者を重点に自転車利用者の交通ルールの遵守と自転車の安全利用を促進する必要が求められています。

加えて、自転車側が加害者となる高額賠償事故が発生している現状を踏まえ、被害者の救済等を目的とした損害賠償責任保険等の加入を促進する必要があります。

こうした情勢を踏まえ、5月を「自転車の安全利用推進月間」と定め、関係機関・団体等と連携を図りながら、各種啓発・広報活動を実施することとします。

なお、昨年12月9日、自転車の利用環境の整備を図ることを目的に、5月5日を自転車の日、毎年5月を自転車月間と定めた「自転車活用推進法」が成立（施行前）したことを踏まえ、自転車の利用環境の整備についても推進することとします。

2 運動の重点

- (1) 自転車の安全利用五則の周知徹底
- (2) 自転車の安全性の確保
- (3) 自転車事故に備えた損害賠償責任保険等への加入促進

3 実施期間

平成29年5月1日（月）から同月31日（水）

4 推進項目及び推進事項

推進項目	推進事項
自転車の安全利用に関する交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none">◎ 『自転車安全利用五則』の周知徹底に努めるとともに、『自転車安全運転利用五則』を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。◎ 自転車を運転しての傘差しやスマートフォン・イヤホン使用など「ながら運転」の危険性、及び危険な違反行為（対象危険行為14類型）を繰り返す自転車運転者に対する『自転車運転者講習制度』の周知と交通安全教育を行い、交通ルール・交通マナーの定着化を図る。<ul style="list-style-type: none">○ 学校における交通安全教育を推進し、自転車は道路交通法上の車両であり、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを児童・生徒に理解・定着させる。○ 中学・高校においては、『自転車安全運転チェックシート』を活用し、自転車における基本マナーの定着と向上を図る。○ 「自転車シミュレータ」を使用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施する。
自転車の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">◎ 保護者は、子供を幼児用座席に乗せる際や子供が自ら自転車に乗る際は、子供に乗車用ヘルメットを着用させるほか、安全性に優れた幼児二人同乗自転車の普及を促進するとともに、同乗時にはシートベルトの着用を徹底するよう広報啓発する。

	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 子供の手本となるとともに、安全運転習慣の一つとして、高齢者や中学・高校生等を含め、全ての県民が乗車用ヘルメットを着用するように啓発する。 ○ 自転車には側面等への反射材用品の装着と夕暮れ時などの早めのライト点灯を促進する。 ○ 自転車利用者が定期的に点検整備や正しい乗車方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、自転車安全整備制度の拡充を図る。 ○ 放置自転車に対しては、利用者のマナーの向上を図るとともに、撤去等の対策を講じる。
広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自転車側が加害者となる高額賠償事故もあることから、自動車の任意保険・生命保険・火災保険等に個人損害賠償保険等が付帯しているか確かめ、未加入の場合は、被害者の救済等を目的とした損害賠償責任保険等への加入を促進する。(TSマーク付帯保険等) ○ MS及びMSJリーダーズや生徒会などが中心となり、生徒自身による自転車安全運転の啓発活動を推進する。 ○ 自転車の安全利用推進月間中に、中学生・高校生の通学時間帯における街頭啓発活動に努める。 ○ 安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、同乗時はシートベルトを着用するよう広報啓発する。

5 その他配意事項

- 高齢自転車利用者に対する重点的な安全指導・啓発活動

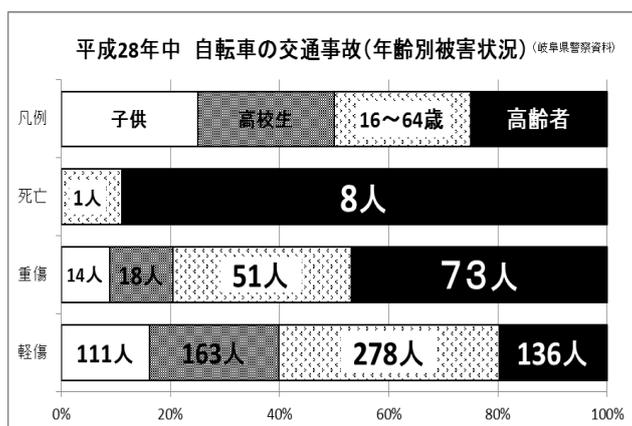
平成28年中の自転車が関係した交通事故は9人（前年対比4人減）のうち高齢者は8人と全体の約9割を占め、依然として高率となっています。

以上の点を踏まえ、高齢者を重点に自転車シミュレータをはじめとした交通安全教育・啓発を推進する。

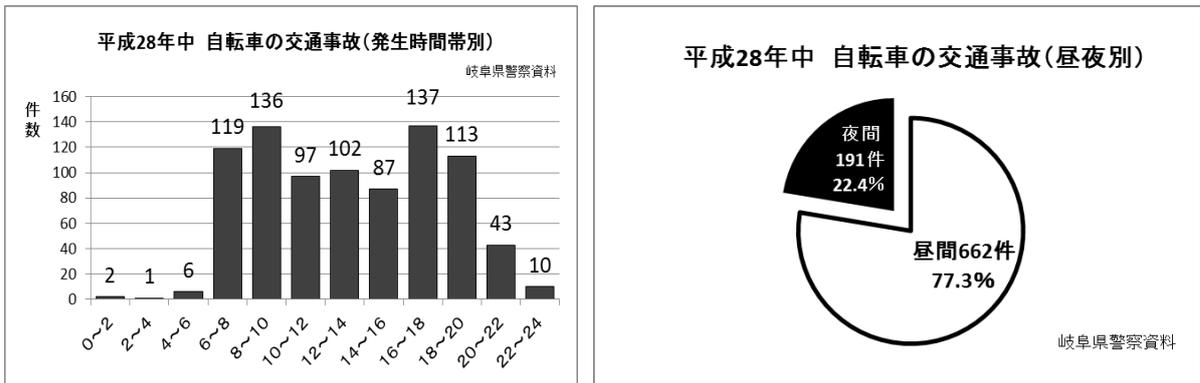
6 資料

(1) 統計

- 死者は、高齢者が約9割を占めるなど最も被害が多く、次に高校生が目立つ。



- 昼間の被害が約 8 割を占める。
時間帯別では、6～10時、16～20時で6割強を占める。



(2) 自転車に係る主な交通ルール

自 転 車 安 全 利 用 五 則	1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
	2 車道は左側を通行
	3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
	4 安全ルールを守る 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 夜間はライトを点灯 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
	5 <u>子供はヘルメットを着用</u>



※ 児童（6歳以上13歳未満）や幼児（6歳未満）を保護する責任ある者は、児童や幼児を自転車の乗車させる場合は、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。（道路交通法第63条の11）

(3) 自転車運転者講習制度及び対象危険行為（14類型）

別添資料1「らびい通信 第14号（平成27年5月26日）」参照

(4) 自転車事故に備えた主な保険の種類

対 象 種 類	事故の相手方		自 分	取扱先
	生命・身体	財産	生命・身体	
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車整備店
個人賠償責任保険	○	○	×	損害保険各社
傷害保険	×	×	○	傷害保険各社

別添資料2「自転車事故に備えた保険加入確認チャート」参照

(5) 乗車用ヘルメットの重要性等

ア 重要性

- ・ **頭部の防護**～もしもの転倒事故・接触事故などに備え、頭部を守る
- ・ **車へのアピール**～自動車などからの視認性がアップ
- ・ **熱中症対策**
- ・ **安全運転意識の向上**～常に交通ルール・マナーを守るだけでなく、自分の身は自分で守るという安全運転の意識付けにつながる

イ 選び方の注意

頭のサイズにあった、安全基準を備えたものを選ぶ

例：SG規格（製品安全協会）、JIS規格（日本工業規格）

JCF規格（日本自転車競技連盟）、CE規格（EU加盟国安全規格）など

ウ 主な自転車用乗車用ヘルメット

【一般用】



【通学用】



(株)オージーケーカブト協力

【帽子タイプ1】



【帽子タイプ2】



(株)日本パレード協力